

京情審答申第40号  
平成14年10月22日

京都府知事  
山田啓二様

京都府情報公開審査会  
会長 錦織成史

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成13年8月1日付け3生第373号で諮問のあった事案について、次のとおり答申  
します。

## 第1 審査会の結論

本件事案について、実施機関が部分公開とした判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成13年6月14日、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対して「平成13年度における財団法人本願寺維持財団に係る寄附行為変更認可申請について」を内容とする公文書の公開請求が行われた。
- 2 平成13年6月19日、実施機関は、上記請求に対応する公文書（以下「本件公文書」という。）を特定の上、条例第11条第2項の規定により、公開決定等をする期間の延長を行なうとともに、本件公文書に異議申立人の情報が含まれていることから同人に対し、条例第14条第1項の規定により、公開の可否を問う意見照会を行った。
- 3 平成13年6月29日、異議申立人は、実施機関の当該照会に対し、公開に支障ありとの意見を提出した。
- 4 平成13年7月12日、実施機関は、別紙のとおり部分公開の決定を行い、本件公文書の公開請求者（以下「請求者」という。）及び異議申立人に通知した。
- 5 平成13年7月24日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対し異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行うとともに同法第48条により準用する第34条の規定により、執行停止の申立てを行った。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張要旨

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 条例第3条の適用について  
本件公文書公開請求は、異議申立人に不当に干渉することを目的として行われており、条例第3条の利用者の責務に違反している。  
したがって、このような目的を持った請求に対し、文書公開をする必要はない。
- 2 条例第6条第3号の該当性について  
異議申立人は、本件寄附行為変更認可申請の不認可処分の取消しを求める審査請

求手続中であり、将来、この不認可処分は、取り消され、申請どおり認可されると確信している。

本件公文書は、異議申立人の寄附行為変更認可申請を不認可とした起案文書一式であるから、将来、この処分が取り消され、認可が得られるとしても、それまでの間は、異議申立人に対立する法人（以下「対立法人」という。）に不当に利用され、異議申立人の名誉信用利益は、回復不能な程度に侵害される。

というのも、対立法人は、過去より異議申立人を支配しようとしてきたのであるから、本件公文書を手に入れば、異議申立人の考え方と、それに対する処分庁の判断過程を記述した部分とをもって、行政庁の最終判断が不認可であると宣伝することは、過去の数々の事例を見てもたやすく推認できる。

したがって、実施機関が言うところの不認可とした判断は適法であり、万が一、上級庁で覆るようなことがあっても異議申立人の正当な利益を害さないとする考え方は現実を無視した暴論である。

### 3 条例第6条第5号の該当性について

対立法人は、本件寄附行為の変更認可申請を却下するよう処分庁に上申書を提出していることからわかるとおり、異議申立人の法人運営に不当に干渉しており、今後、文部科学省の審査事務の適正な遂行を妨げる挙にでることが容易に想定でき、国の事務事業の遂行に支障ありと認められる。

実施機関は、条例第6条第5号に該当する事務事業の支障については、一般的なおそれではなく、蓋然性の高さが求められるものであり、異議申立人の主張は極めて抽象的で、到底、同条同号に該当する理由とは認められない、と主張するが、本件寄附行為の変更認可申請の存在を知った対立法人は、その2日後には、処分庁たる京都府に対し、この申請を認可しないよう上申書を提出することで圧力を加えたという事実を看過している。

そもそも対立法人は、巨大な社会的実体であるから、このような大団体が行政庁に対して自己に有利な裁量権の行使を求めれば、いかなる行政庁といえども、これを無視することは出来ず、その圧力を意識しながら行政処分を行わざるを得ないことは、経験則上明らかである。

したがって、対立法人が本件公文書を手に入れば、これを悪用して審査庁に対し、審査請求の却下を求めることは、たやすく窺うことができ、現時点における公文書の公開は、審査庁の公平な審査事務の処理に重大な支障を来す蓋然性が高いと言わなければならない。

## 第5 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び実施機関の職員による口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、公益法人の設立、監督等に関する規則（昭和44年京都府規則第30号）第8条の規定により異議申立人から提出された認可申請書類及びその認可処分の審査に当たって実施機関が作成した書類である。

2 条例第3条の適用について

条例第3条は、請求者が公文書公開請求で得た情報を適正に使用するべきという責務を定めたものであり、公開請求の受理・不受理の適否や公開する範囲に影響を与えるものではない。

3 条例第6条第3号に該当しないことについて

本件公文書は、寄附行為の変更認可申請に対し、一部不認可処分を行った起案文書であるが、知事が変更認可基準に基づき、判断した内容が記載されているものであり、当該判断内容を公にしても、異議申立人の正当な利益を害するおそれはない。なお、本件公文書に記載の異議申立人の情報については、次のとおりである。

- (1) 本件公文書に含まれる伺い文、変更認可申請の概要、審査表、現地調査結果、指令書（案）通知文（案）は、府の処分決定内容と理由であり、公にしても異議申立人の正当な利益を害するおそれはない。
- (2) 登記簿謄本記載事項証明書は、異議申立人の不動産登記の内容が記載されているもので、変更認可申請に当たり当該事務を所管している生活衛生課が法務局から入手したもので、法務局で申請をすれば誰でも入手できる情報である。
- (3) 現地写真は、変更認可申請の審査に当たり、当該事務の所管課が、現地調査を行った際に、異議申立人の事務所内部を撮影したもので、公にしても異議申立人の正当な利益を害するものとは認められない。なお、当該写真には、異議申立人の職員が写っているが、その部分については、条例第6条第1号に該当する個人情報として非公開としている。
- (4) 財団の概要及び組織図は、変更認可申請者である異議申立人の概要を示したものであり、各部署の所属人員、内訳、業務分掌の情報については、異議申立人の活動の詳細がわかるものであり、条例第6条第3号に該当すると判断したが、それ以外の情報については、単に組織等の概要などにすぎず、公にしても異議申立人の正当な利益を害するおそれはない。なお、理事及び幹事の職歴に係る情報は、条例第6条第1号に該当する個人情報として非公開としている。
- (5) 原始寄附行為、現行寄附行為及び寄附行為の変更案、変更理由書等は、寄附行為自体が公益法人の組織及び活動の根本原則を示したものであり、また、「公益法人の設立認可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定）において、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供することとされていることから、公にしても異議申立人の正当な利益を害するおそれはない。
- (6) 補正書に添付の理由書は、財団が実施している事業の寄附行為上の位置づけについて説明したものであるが、そもそも寄附行為は、財団の組織及び活動の根本原則であり、財団はこれに基づいて活動及び運営を行っているものであり、これ

を説明した当該理由書を公にしても異議申立人の正当な利益を害するおそれはない。

#### 4 条例第6条第5号に該当しないことについて

条例第6条第5号に該当する事務事業への支障については、一般的なおそれではなく、法的保護に値するほどの蓋然性の高さが求められるものであるところ、異議申立人の主張は抽象的で対立法人との関係が良好でないということが推認されるだけであり、この程度をもって対立法人から審査庁に不当な圧力が加わるという蓋然性までは認められない。

なお、今回の京都府の許認可処分についても、対立法人から上申書の提出があったが、この要望には左右されず、関係法令に基づき、適法に処分したものである。

### 第6 審査会の判断理由

#### 1 基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その前文においてうたわれているように、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をしつつ、公文書の公開を請求する権利を認めるとともに、府の諸活動を府民に説明する責務を果たすため、積極的に情報を提供することにより、府民の府政に対する理解と信頼を深め、府政のより公正な運営を確保し、府民参加の開かれた府政の一層の推進を図り、併せて府民福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本的理念を実現するためには、府が保有する情報は公開を原則とするべきであるが、その情報の中には、公にすることにより個人のプライバシーや法人等の正当な利益を損なうものもある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨、公文書の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合的に衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第6条において、公にしてはならない公文書として具体的に類型化し、規定したものである。

しかし、同条各号に定める情報に該当するか否かについては、当該情報のみを取り出し、抽象的にとらえて判断するのではなく、当該情報を取り巻く諸事情をも考慮に入れ、個々の事例に即し、具体的に判断されなければならない。

#### 2 具体的な判断及びその理由

異議申立人は、本件情報が、条例第6条第3号及び同条第5号に該当し、非公開とされるべきである、また、本件請求はそもそも条例第3条に反するものであり、本件請求自体、却下されるべきであると主張するので、これについて検討し、判断する。

##### (1) 本件公文書について

本件公文書は、公益法人である異議申立人が、実施機関に提出した寄附行為変更認可申請書及びその審査に当たって実施機関が作成した書類並びに実施機関の判断を示した書類であると認められる。

##### (2) 条例第3条の適用について

異議申立人は、本件請求が異議申立人への不当な干渉に使用する目的であり、

利用者の責務を規定した条例第3条に反するものであるから、そもそも請求自体を却下すべきである旨主張する。

しかし、条例第3条は、公文書の公開を受けたものが、当該公開により得た情報を濫用して、第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう適正に使用しなければならないことを注意的に規定したもので、あくまで公開後における行為の規制の問題である。

また、実施機関は、公開請求があった場合には、当該公開請求に係る公文書に条例第6条各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときを除き、当該公文書を公開する義務があることとされている。

したがって、公開請求の目的や請求者が誰であるかによって、公開・非公開の判断に影響を与えるものではなく、ましてや請求自体を受付けられるかどうかに影響を及ぼすものでもないことから、異議申立人の主張には理由がない。

(3) 条例第6条第3号の該当性について

条例第6条第3号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重、保護されなければならないことから、法人等又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書については、公にすることができないとする趣旨である。

異議申立人は、本件公文書に係る寄附行為変更不認可処分については、現在、当該処分の取消しを求め、国に対し審査請求を行っているが、将来、当該処分が取り消された場合には、実施機関の誤った事実認定や判断が全国的に流布され、回復困難な不利益を被ることとなると主張する。

しかしながら、異議申立人は、民法（明治29年法律第89号）に基づき設立された公益法人であり、当該法人の性格を定める寄附行為の変更手続においても、法の規制を受けるものである。

したがって、本件公文書に係る異議申立人の情報は、法に定める手続に即して提出された寄附行為の変更認可申請書、当該申請に対し実施機関が理由を付して判断した内容であり、それにより当該法人がどのような評価を受けるかということは、条例第6条第3号で保護しようとしている法人の競争上の地位その他正当な利益には含まれないものである。

よって、異議申立人の主張には理由がなく、本件情報は、条例第6条第3号には該当しない。

(4) 条例第6条第5号該当性について

条例第6条第5号は、国や地方公共団体が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、その事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記録されている公文書については、公に

することができないとする趣旨である。

異議申立人は、本件公文書に係る寄附行為変更不認可処分については、現在、当該処分の取消しを求め、国に対し審査請求を行っているが、現時点で本件公文書が公開されると、実施機関の誤った事実認定や判断が全国的に流布され、それを基に抗議行動や国への圧力が加えられるなど、国の行う審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは、経験則上明らかであると主張する。

しかしながら、仮に、国がそのような圧力を受けるとしても、そのことにより、国の判断がゆがめられるとは考えられないし、審査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが経験則上明らかであるともいえない。

したがって、異議申立人の主張には理由がなく、本件情報は、条例第6条第5号には該当しない。

### 3 結 論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。